

# 柳川市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金

## 【性能向上改修工事】

柳川市では、「震災に強いまちづくり」及び「脱炭素社会」の実現に資するため、「柳川市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱」を策定し、木造戸建て住宅の性能向上改修工事及び建替え等に伴う除却工事に要する費用の一部に補助金を交付します。

### ■事前協議

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、工事を予定している住宅の内容などについて、**市と事前に協議**をお願いします。

**※交付決定前に工事着手している場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。**

### ■補助対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・住宅の所有者（※所有者以外の場合、所有者の承諾を得たもの）
- ・補助金の交付を過去に受けたことがないこと
- ・本市の市税を滞納していないこと
- ・暴力団の構成員でないこと



### ■補助対象住宅

次のすべての要件を満たすものが対象となります。

- ・柳川市内にある2階建て以下の木造戸建て住宅
- ・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したもの
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること
- ・現に居住者がいること
  - ※当該工事後に居住する予定者がいる場合はこの限りでない
- ・補助金の交付を過去にうけていないこと
- ・耐震改修工事及び省エネ改修工事により建築基準法及び関係法令の規定に違反するものでないこと
- ・法人が所有するものでないこと

### ■補助対象工事

次のすべての要件を満たす工事が対象となります。

- ・耐震改修工事  
(建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及び耐震設計)
- ・省エネ改修工事  
(開口部、躯体等の断熱化、設備の効率化等、省エネ性能の向上が図られる改修工事)

### ■補助金の額

耐震改修工事に要する費用の40% (上限60万円)

+

省エネ改修工事に要する費用の25% (上限20万円)

= **【最大80万円】**

※ただし、1,000円未満切捨て

# 柳川市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金の流れ 【性能向上改修工事】

